

令和 8 年第 2 回甲良町議会臨時会会議録

令和 8 年 5 月 1 4 日（木曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 報告第 1 号 令和 7 年度甲良町水道事業会計予算繰越計算書について
第 4 報告第 2 号 専決処分の報告について（議決を経た契約の変更について）
第 5 承認第 2 号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
第 6 承認第 3 号 専決処分につき、承認を求めることについて（令和 7 年度甲良町一般会計補正予算（第 9 号））
第 7 議案第 21 号 令和 8 年度甲良町一般会計補正予算（第 1 号）

◎会議に出席した議員（10名）

1 番	福 原 守	2 番	木 村 誠 治
3 番	藤 居 吉 也	4 番	山 田 光 義
5 番	小 森 正 彦	6 番	西 川 誠 一
7 番	野 瀬 欣 廣	8 番	木 村 修
9 番	西 澤 伸 明	10 番	丸 山 恵 二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	寺 本 純 二	教 育 長	青 山 繁
副 町 長	加 藤 貴 也	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中 村 康 之	学校教育課長	橋 本 善 明
会計管理者	大 野 正 人	社会教育課長	上 田 真 司
税 務 課 長	丸 澤 俊 之	建設水道課長	村 岸 勉
企画監理課長	望 月 仁	呉竹センター館長	中 川 一 樹
住民人権課長	大 山 一 弥	総務課参事	村 田 茂 典
保健福祉課長	山 崎 志保美	建設水道課参事	寺 居 友 彦
産 業 課 長	西 村 克 英	総務課長補佐	宮 寄 一 海

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本 浩美 書記 山下 悠斗

(午前 10 時 35 分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は 10 人です。

議員定足数に達していますので、令和 8 年第 2 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番 西澤議員、1 番 福原議員を指名します。

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 本日、令和 8 年第 2 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に、3 月 5 日に開催されました 3 月定例会以降の若干の行政報告をさせていただきます。

3 月 24 日に町村会定期総会に出席し、4 月 20 日には滋賀県首長会議に出席し、「滋賀デスティネーションキャンペーンについて」と「トイレ、キッチン、ベッドの備蓄について」をテーマに議論をいたしました。

4 月 27 日には彦根愛知犬上広域行政組合の管理者会議に出席し、5 月 8 日は甲良町公民館において日本水道協会滋賀県支部総会が開催され、水道施設の更新や改良また震災対策に対する財政措置等、国への要望について議論を深めたところです。

その他、町施策のために必要な会議等に参加しております。

さて、本臨時会においては、専決処分や令和 8 年度補正予算案の審議をお願いすることとなります。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第 1 号は、水道事業会計予算において、建設改良費で 2,773 万円

を、営業費用で633万6,000円を繰り越しましたので、その計算書の報告であります。

報告第2号については、議決を経た契約の変更であり、甲良町公共施設LED照明器具賃貸借業務について、173万8,440円を増額の専決処分をしたものであります。

承認第2号については、軽自動車税環境性能割の廃止等による地方税法の一部が改正されたことに伴い、甲良町税条例の一部を改正する条例であり、令和8年4月16日で専決処分したものであり、その承認をお願いするものであります。

承認第3号は、令和8年3月31日付で行いました、令和7年度甲良町一般会計を、1億5,033万2,000円を減額し、総額45億995万3,000円とする補正予算（第9号）を専決処分しましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第21号は、令和8年度甲良町一般会計補正予算（第1号）で、歳入歳出から2,034万9,000円を増額し、補正後の予算総額を41億9,534万9,000円とするものであります。主な内容としては、令和6年（ワ）第57号損害賠償請求事件が確定したことに伴い必要な額を補正するものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何卒よろしくご審議いただき、適切な承認、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 日程第3 報告第1号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、報告第1号です。令和7年度甲良町水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和7年度甲良町水道事業会計予算において、次のとおり翌年度に繰り越したので、同条第3項の規定により報告いたします。

ページをおめくりいただきます。お願いいたします。

令和7年度水道事業会計予算繰越計算書。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款 資本的支出、2項 建設改良費、事業名、早刈橋水管橋布設工事、翌年度繰越額2,773万円。財源内訳といたしましては、損益勘定留保資金等でございます。

続けて、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による営業費用の

事故繰越額でございます。

1 款 水道事業費収益的支出、1 項 営業費用、事業名、水道施設台帳システム導入、翌年度繰越額 6 3 3 万 6 , 0 0 0 円。財源の内訳としましては、損益勘定留保資金等でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第 4、報告第 2 号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、報告第 2 号 専決処分の報告について申し上げます。

中身としましては、議決を経た契約の変更についてということで、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

裏面をお願いいたします。

専第 3 号によりまして専決処分を行っております。専決日付につきましては、令和 8 年 3 月 3 1 日付となっております。

次のページをお願いいたします。

内容といたしましては、議決を経た契約の変更についてでございます。議会議決により成立した契約を次のように変更するものとするということで、契約名称としましては甲良町公共施設 L E D 照明器具賃貸借業務、契約の相手方につきましては住所、氏名、記載のとおり、変更増額につきましては 1 7 3 万 8 , 4 4 0 円となっております。

変更の概要といたしましては、対象機器の追加ということで 7 6 台増ということで、2 0 2 7 年の蛍光灯生産中止の前に、各施設の照明器具の施工と併せて更新した方が効率的なことから、追加で施工可能な器具等を調達するものでございます。内訳としては①、②、③記載のとおりでございます。

なお、変更後の契約額につきましては 5 , 8 7 3 万 1 , 6 4 0 円、変更前の契約金額は 5 , 6 9 9 万 3 , 2 0 0 円となっているものでございます。

以上になります。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第 5、承認第 2 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第 2 号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 1 4 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○丸澤税務課長 議案の読み上げをもって説明に代えます。ただし、形式的な改正部分は読み上げを割愛し、提出議案のとおりとさせていただきたく、よろしくをお願いします。

では、議案書 3 ページをご覧ください。

第 6 3 条中「固定資産税の課税標準となるべき額が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては 2 0 0 , 0 0 0 円」を削り、「1 , 5 0 0 , 0 0 0 円」を「1 , 8 0 0 , 0 0 0 円」に改める。

続いて、議案書 9 ページをご覧ください。

第 3 条第 2 項、「新条例第 6 3 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。」とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第 2 号は承認されました。

次に、日程第 6 承認第 3 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第 3 号 専決処分につき、承認を求めることについて(令和 7 年度甲良町一般会計補正予算(第 9 号))。

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 1 4 日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案書裏面の方をお願いいたします。

専第 2 号ということで、令和 8 年 3 月 3 1 日付で専決処分させていただき
ました令和 7 年度甲良町一般会計補正予算（第 9 号）についてご説明の方を
申し上げさせていただきます。

予算書案の裏面の方をお願いいたします。

令和 7 年度甲良町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによ
るということで、第 1 条でございます。歳入歳出それぞれ 1 億 5, 0 3 3
万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 5 億 9 9 5
万 3, 0 0 0 円とするものでございます。また、第 2 条におきましては、繰
越明許費の追加をさせていただいてございます。また、3 条については、地
方債の変更でございます。それぞれ第 1 表、第 2 表、第 3 表の読み上げによ
り代えさせていただきます。

それでは、第 1 表の方をお願いいたします。歳入歳出予算補正でございま
す。補正の項の名称及び補正額の方の読み上げをさせていただきます。

2 款 1 項 自動車重量譲与税 1 7 万円の減額、2 項 地方揮発油譲与
税 2 2 万円の減、3 項 森林環境譲与税 3 万 2, 0 0 0 円減。3 款 1 項 利
子割交付金 1 1 8 万 6, 0 0 0 円。4 款 1 項 配当割交付金 2 8 6
万 3, 0 0 0 円。5 款 1 項 株式等譲渡所得割交付金 3 7 5 万 6, 0 0 0 円。6
款 1 項 法人事業税交付金 3 9 0 万 3, 0 0 0 円。7 款 1 項 地方消費税交
付金 2, 7 6 5 万 4, 0 0 0 円。8 款 1 項 環境性能割交付金 7 万 6, 0 0 0
円減。9 款 1 項 地方特例交付金 2 3 万 4, 0 0 0 円。1 0 款 1 項 地方交
付税 6, 2 0 0 万円。1 1 款 1 項 交通安全対策特別交付金 2 0 万 4, 0 0 0
円減。1 2 款 1 項 負担金 3 9 万円。1 3 款 1 項 使用料 3 6 万 9, 0 0 0
円。1 4 款 1 項 国庫負担金 6 1 万円減。2 項 国庫補助金 1, 8 1 0
万 4, 0 0 0 円減。1 5 款 1 項 県負担金 1 1 4 万 4, 0 0 0 円減。2 項 県
補助金 1, 7 1 8 万 9, 0 0 0 円減。3 項 委託金 6 万 8, 0 0 0 円減。1 6
款 2 項 財産売払収入 2 3 万 5, 0 0 0 円。1 7 款 1 項 寄付金 1 8 0 万円
減。1 8 款 2 項 基金繰入金 1 億 9, 8 4 1 万 4, 0 0 0 円減。2 0 款 3 項
貸付金元利収入 1 1 0 万円減。4 項 受託事業収入 1 1 5 万円減。5 項 雑
入 1 4 万 1, 0 0 0 円減。2 1 款 1 項 町債 1, 2 5 0 万円減。合計 1
億 5, 0 3 3 万 2, 0 0 0 円の減。

おめくりください。

歳出の部でございます。同じく款及び項名、そして補正額の読み上げをさせていただきます。

1 款 1 項 議会費 3 0 万円減。2 款 1 項 総務管理費 4, 2 1 9 万 7, 0 0 0 円減。2 項 徴税費 1 0 万円。3 項 戸籍住民基本台帳費 9 8 万円減。3 款 1 項 社会福祉費 1, 8 8 7 万 5, 0 0 0 円減。2 項 児童福祉費 6 0 7 万円減。4 款 衛生費、1 項 保健衛生費 1, 0 1 2 万 4, 0 0 0 円減。2 項 清掃費 6 7 1 万 4, 0 0 0 円減。6 款 1 項 農業費 1, 4 9 1 万 4, 0 0 0 円減。7 款 1 項 商工費 3 万円減。8 款 1 項 土木管理費 1 0 1 万円。2 項 道路橋梁費 2, 8 6 0 万円減。4 項 住宅費 3 6 4 万 7, 0 0 0 円減。5 項 都市計画費 1 6 4 万円減。9 款 1 項 消防費 4 1 0 万円減。1 0 款 1 項 教育総務費 9 7 1 万円減。2 項 小学校費 1 5 0 万円減。3 項 中学校費 7 0 万 6, 0 0 0 円減。4 項 社会教育費 1 1 3 万 5, 0 0 0 円減。5 項 保健体育費 2 0 万円減。合計 1 億 5, 0 3 3 万 2, 0 0 0 円の減。歳入歳出同額でございます。

おめくりください。

第 2 表繰越明許費補正でございます。いずれも追加でございます。款項及び事業名、そして金額の方を読み上げさせていただきます。

3 款 1 項、事業名、甲良町保健福祉センター壁紙張替工事 1 3 1 万 5, 0 0 0 円。8 款 2 項 道路メンテナンス事業 2 1 0 万円。8 款 5 項 都市公園管理事業 8 8 0 万円。1 0 款 4 項 公民館管理運営事業 9 6 万 6, 0 0 0 円。

続きまして、第 3 表地方債補正でございます。いずれも変更でございます。起債の目的及び限度額の補正前額、補正後額の方を読み上げさせていただきます。

起債の目的、デジタル活用推進事業債、補正前 2, 3 4 0 万円、補正後 1, 5 5 0 万円。甲良西こども園安全確保事業債、補正前額 7 0 万円、補正後額 1 2 0 万円。道路新設改良事業債、補正前額 1, 2 6 0 万円、補正後額 9 6 0 万円。防災行政無線整備事業債、補正前額 4, 4 6 0 万円、補正後額 4, 3 9 0 万円。甲良中学校安全確保事業債、補正前額 2 3 0 万円、補正後額 9 0 万円。起債の方法、利率、償還等の方法については変更ございません。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9 番 西澤議員。

○西澤議員 地方債補正ですけれども、デジタル活用推進事業債は 7 8 0 万円が減額になりました。これの……。

○丸山議長 西澤議員、すいません、マイクをもっと寄せてください。

○西澤議員 地方債の補正ですけども、790万円の減額になっている部分ですけども、これ、システム統一化に関わることと関連するのかどうか、これが1点ですね。

それから、2つ目には、補正予算の中で国庫支出が1,260万円減額になっていますね。デジタル基盤の改革支援。それから、もう一つは、支出のところで、システムの整備事業委託の1,280万円が減と。それぞれ関連をするものか、それから、関連をして減額になった理由があれば、ご説明お願いします。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 関連がある部分にはなってきます。デジタル標準化対象内、対象外がございまして、今回、出の方で見ますと、ページでいきますと18ページのところになってきますけれども、こちらの電子計算費の方が減額になっているかと思えます。この部分の減額の部分に合わせまして、財源内訳として国庫支出金が入っておりまして、起債につきましては、対象外システムのところになっておりますので、今回、その部分が減額となった部分で、総額として対象内、対象外の部分、減額されておりますけれども、それぞれに入ってくる国庫、それと起債の方が減額となったというものでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 地方業務システムの統一化の事業で、国の推進で導入しますよね。それと関連があるかどうかですね。それで、この支出のところで、システム整備業務委託の金額の1,280万円が減額になっていますが、それも関連をするのか、それともどういう理由で減額になるのか、説明をお願いします。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 国庫補助は、対象部分に対して国庫補助が出ておりまして、対象外のあわせて改良する町独自のシステム等がございまして、その部分については起債に対応させていただいたというところになります。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 町に対応する部分のところで地方債の補正が790万円減額になったということでしょうか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 そのとおりでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第7 議案第21号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第21号 令和8年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和8年5月14日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案第21号の予算書の方の裏面の方をお願いいたします。令和8年度甲良町一般会計補正予算(第1号)でございます。

こちらにつきましては、歳入歳出それぞれ2,034万9,000円を追加しまして、総額を41億9,534万9,000円とするものでございます。

第1表の方でご説明の方を申し上げます。

まず、歳入の部でございますが、款項及び款項の名称及び補正額の方を読み上げさせていただきます。

17款2項 基金繰入金、補正額2,034万9,000円になっております。

おめくりください。

歳出の部でございます。同じく款項及び項の名称及び補正額を読み上げさせていただきます。

2款1項 総務管理費、補正額2,034万9,000円となっております。

歳入歳出同額でございます。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9 番 西澤議員。

○西澤議員 支出のところですけども、問題になってきたところなんですけども、私の疑問は、判決に従って損害賠償の請求なんですけども、4種類ありますよね。特別職、それから弁護士業務委託、それから訴訟費用の確定支払い分、それから損害賠償金額。それぞれ課税の対象が違ってくるわけなんですけども、損害賠償となりますと、慰謝料、つまり迷惑をかけたという部分については、特措法で非課税というところがあるんですけども、この特別職の給与というようにして、これは所得税が発生をしますけども、そういうところを考慮してこういう計上にしたのか、それとも、全く判決文に従って、特別職の給料、本来払うべき金額を判決に従って給与を払うというようにしたのかどうか、その点、考慮があったのかどうかですね。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 ご質問のとおり、給与となりますと、甲良町の方に、いわゆる源泉徴収で所得税を取る。賠償になってきますと、ご本人さんが申告いただくという形になるんですけども、先ほど全協の際も申し上げたとおり、どこまでが課税対象になるかというのを今税務署に確認させていただいております。答えはまだいただけておりませんので、予算計上して後、こっちの部分も必要ですよと言われてきますと、こちらとしても支払いに苦慮すると。逆に、払わんでいいとなってくると、そのように控除しないというだけで済むんですけども、そのために今回は判決文の方で給与相当額というのを明示されて記載されておりましたので、この部分につきましては給与相当ということで給与の方で、それ以外につきましては21節の方で予算計上の方をさせていただいたというところでございます。

○丸山議長 西澤議員。

○西澤議員 ですから、原告の側は損害賠償というようにして総枠で請求していますけども、判決が給与相当分というような判決になっていると。被告側の町としてはどう判断するのかについては、本来払うべき給与を今払っていくということで判断をされたんかなと思うんですけども、その部分は、やはり迷惑をかけた部分ということについては、損害賠償金で384万1,000円で計上されてくるというように判断されたんだと思うんですけども、そういう認識なんですか。検討の具合はどうだったのか。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 おっしゃるとおり、未払い給与の請求部分相当分ということで、今回、判決で相当する部分というふうに明示されておりましたので、その部分については給与としていったん予算計上の方はさせていただいたというところでございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 討論に当たって、賛成討論を行います。補正予算に係って私が述べたい点は以下のとおりです。

議長談話で触れられているように、首長に対する議員発議による給与減額は、理由いかんによらず、一律的に違法だと明示されたこと、判示されたことが残念でなりません。それは、地方自治法のどの部分、そして、どの本旨に反するのか、明確に示されたとは言えないと思っています。

もう一つは、給与減額の発議が可決されたことを不承認として首長は再議を申立てする権限があります。その後も、不服であれば、裁判という手段も残っております。現職中に争うことができたはずなのにもかかわらず、それを退任してから寺本町長に対する損害賠償として提訴したことの不合理さを判決は触れられていません。

しかし、この判決が私個人に向けられたものであれば、承服できない判決に対して控訴したいというように思っています。ただ、私たちがやっぱり反省をしなければならないのは、首長選において議会側が首長に対する首長にふさわしい候補者を擁立することができなかったというのが一番の反省点になるんだというように思っています。それで、私は、議長談話に触れたところ、今後の寺本町政の発展、それから、町そのものの発展のために、過去の争い、それから前町長との争いを引きずることなく頑張る必要があるというように思っています、その訴訟の終結をするべきだということを思いますし、議長談話を全面的に承認して、支持をして、この補正予算に賛成するものです。

○丸山議長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第21号は可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長 令和８年第２回臨時会の閉会にあたりまして、御礼を兼ねまして一言ご挨拶申し上げます。

本臨時会におきまして、専決処分での承認、補正予算について議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

今、臨時会におきまして、議員各位からいただきましたご意見につきまして、十分留意し、これからも住み良いまち、住み続けたい町を目指し今後も町政運営に当たってまいります。また、議員各位からの町政へのご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和８年第２回甲良町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午前１１時０８分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 西 澤 伸 明

署 名 議 員 福 原 守